

令和8年6月4日

公安委員会コメント

本日、警察庁から通知された特別監察の結果について、県警察から報告及び説明を受けました。

県警察科学捜査研究所の職員による不祥事案については、公安委員会として、令和7年9月当時までの県警察の調査に対し、確認や指導等を行っていたところですが、今般の警察庁の特別監察において、当時の県警察の調査では確認に至っていなかった事項などが判明したものと承知しています。

特別監察では、県警察の調査と特別監察で不適切な取扱いに差が生じることとなった原因についても分析がなされているところであり、県警察の調査に不十分な点が認められたことについては、本委員会としても重く受け止めております。

本委員会としては、本日通知された特別監察の結果を踏まえ、これまで講じてきた対策と併せて、今後県警察で実施する再発防止施策についても、その着実な実行が図られるよう、随時、その進捗状況の報告を求め、指導を重ねてまいります。

以上